

## 財団法人文京アカデミー契約事務規程

### (目 的)

第1条 財団法人文京アカデミーが締結する売買、貸借、請負その他の契約に関する事務は、別に定めがあるもののほか、この規程に定めるところによる。

### (契約の方法)

第2条 売買、貸借、請負その他の契約は、指名競争入札又は随意契約によるものとする。

### (指名競争入札)

第3条 指名競争入札に付するときは、原則として、文京区指名業者登録名簿に登録されている者の中から5人以上の参加者を指名して行うものとする。

### (随意契約)

第4条 随意契約によることができる場合は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 契約の性質又は目的が指名競争入札による方法に適しない契約をするとき。

(2) 緊急の必要により指名競争入札に付することができないとき。

(3) 指名競争入札に付することが不利と認められるとき。

(4) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みがあるとき。

(5) 指名競争入札に付して入札者がいないとき、又は再度の入札に付しても落札者がいないとき。

(6) 落札者が契約を締結しないとき。

(7) 前各号に規定するもののほか契約に係る予定価格が別表に定める額の範囲内であるとき。

(8) 国、地方公共団体その他の公益法人と契約するとき。

2 前各号の規定により随意契約をしようとする場合で、予定価格が10万円以上のものは、原則として2人以上から見積書を徴しなければならない。

### (予定価格)

第5条 契約を締結しようとするときは、あらかじめ、当該契約に係る予定価格を設定するものとする。ただし、随意契約の方法による場合において契約の内容が容易なものであるとき、又は契約の性質上予定価格の設定を要しないと認められるときは、この限りでない。

### (契約書の作成)

第6条 契約を締結しようとするときは、契約の目的、契約金額、履行期限及び契約に関する事項を記載した契約書を作成しなければならない。

### (契約書の省略)

第7条 次の各号のいずれかに該当する場合においては、前条に規定する契約書の作成を省略することができる。

(1) 第4条第1項第7号に掲げる額の範囲内において契約するとき。

(2) 官公署と契約するとき。

2 前項第1号の規定する契約について、契約書を省略した場合は、請書その他それに準ずる書面を徴するものとする。

### (検 査)

第8条 契約の適正な履行を確認するため、必要な検査をしなければならない。

2 前項の検査を行わせるため、検査員を置き、検査員は、管理部長が命ずる。

(検査の立会)

第9条 検査員が、検査を行う場合には、次の各号に掲げる区分に従い、当該職員が立ち会うものとする。

(1) 10万円を超える物品は、管理部管理課の契約事務担当職員

(2) 10万円以下の物品及びその他は、各課の契約請求担当職員

(委任)

第10条 この規程に定めのない事項については、理事長が別に定める。

付 則

この規程は、昭和61年10月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成元年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成3年8月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成10年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、東京都知事及び東京都教育委員会の認可があった日（平成10年12月9日）から施行する。

付 則

この規程は、平成11年12月27日から施行する。

付 則

この規程は、東京都知事及び東京都教育委員会の認可があった日（平成18年3月31日）から施行する。

付 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

別表（第4条第1項第7号関係）

区 分	金 額
1. 工事又は製造の請負	1 3 0 万円
2. 財産の買入れ	8 0 万円
3. 物品の借入れ	4 0 万円
4. 財産の売払い	3 0 万円
5. 物品の貸付け	3 0 万円
6. 前各号に掲げるもの以外のもの	5 0 万円

